

告 示 第 7 3 2 号

令和7年5月26日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者の資格を、次のとおり定めたので告示します。

記

1 業務の概要

本業務は、鹿児島市立科学館のリニューアルに伴い、館内を巡る際にモバイル端末のアプリケーションで展示物の体験に付加価値を加えることで、学習意欲の向上や科学館の魅力向上を図るアプリの導入実装を行うものである。

2 資格要件

本企画提案競技に参加できる者は、一事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 告示日から企画提案競技参加申込みの受付期限の日までにおいて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和2年度以降に国又は地方公共団体が発注した文化教育に係る展示施設（科学館、博物館、美術館等）における常設展示の専用アプリケーションの作成実績として、元請けの実績を有すること。

3 参加申込書受付要領

(1) 受付期間

告示日から令和7年6月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

別に定める「鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技実施要領」に定める書類

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒892-0816

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会管理部総務課（鹿児島市教育総合センター2階）

電話 099-227-1926

4 その他

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。